**監事監査規程**

**第１章 総 則**

（目 的）

第１条　この規程は、公益社団法人浪曲親友協会（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第２条　監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職 能）

第３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

（業務・財産調査権）

第４条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）

第５条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

**第２章 監査の実施**

（監査事項）

第６条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

（会議への出席）

第７条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

２ 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

３ 監事は、第１項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

**第３章 監事の意見陳述等**

（理事会に対する意見陳述義務）

第８条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しければならない。

２ 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

（差止請求）

第９条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事の報告）

第10条 監事は、理事がこの法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

２ 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

**第４章 監査の報告**

（計算書類等の監査）

第12 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）

第13条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告

書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

２ 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

３ 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する

**第５章 雑 則**

（監査補助者）

第14条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局長が当たる。

（改正措置）

第15条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

１. この規程は、平成２７ 年６月１８日から実施する。